



五城目町・八郎潟町・井川町

合併協議会だより

2004.11.1 第12号



新町の将来像を『新たな活力を創造し 人、自然、文化の香り豊かなまち』として 新町まちづくり計画(素案)が提案され、協議がはじまりました

10月18日に第13回、10月27日に第14回の合併協議会が開催されました。

これらの会議では、継続協議となっている財産及び債務の取扱いのうち五城目町開発公社に関することや上・下水道事業についての合併後の水道料金の見通しなどについて協議が行われたほか、新たに提案された電算システム事業、納税関係事業、社会福祉協議会の取扱い、障害者福祉事業、行政区の取扱い、新町の事務所の位置、事務組織及び機構の取扱い、新町まちづくり計画についての協議が行われました。

目次

第13回・第14回合併協議会	P2~5
新町まちづくり計画(素案)	P6~7
合併協定項目一覧表、お知らせなど	P8

合併協議会

10月18日に第13回、10月27日に第14回の合併協議会が、それぞれ五城目町役場正庁において開催されました。これらの会議では、継続協議となっている財産及び債務の取扱いや新たに提案された電算システム事業、新町の事務所の位置、新町まちづくり計画など10項目についての協議が行われました。

協議された事項

第13回合併協議会では、継続協議となっている財産及び債務の取扱いと上・下水道事業について、開発公社に関することや合併後の水道料金の見直しなどの協議が行われ、それぞれさらに協議や検討が必要であるとして継続して協議することとした。また、前回提案された電算システム事業、納税関係事業、社会福祉協議会の取扱い、障害者福祉事業については、提案どおり確認されました。

第14回合併協議会では、新町の事務所の位置、事務組織及び機構の取扱い、行政区の取扱い、新町まちづくり計画についての協議が行われました。合併後の本庁、支所の職員配置計画や、まちづくり計画などにつ

いては、さらに協議や検討が必要であるとして継続して協議することとしました。行政区の取扱いについては、提案どおり確認されました。

協議第9号の2 財産及び債務の取扱いについて

【提案内容】

第10回合併協議会において、庁用車の中にリース車が含まれており財産として扱うのは適切でないとする意見や、車両やコンピュータのリースなどの債務状況について説明が求められていたことを受け、庁用車の保有台数を訂正し、リース料などの状況についての説明が行われました。また、前回までに説明が行われている五城目町開発公社に関する決算状況などについて、併せて協議が行われました。

【協議結果】

会議では開発公社に関することについて多くの意見が出されました。五城目町が、合併前に取り組むこととして、施設の管理運営の見直しなどにより約25,000千円の管理委託費の軽減を図ること、平成16年度中に土地処分を行い土地管理部門の業務を廃止するとの説明がありました。結果として、観光施設管理運営のあり方や土地処分の対応など様々な問題が複雑に絡んでくることから、「財団法人五城目町開発公社に対する出資に関する権利は、新町に引き継ぎ、

● 開発公社における施設管理運営は厳しい状況であり、そのあり方について改善、改革、あるいは施設の廃止などを考える必要があるとして、新町に引き継いでからそれらについて対応するのではなく、合併前に町の力を借りずとも独立していけるという見直しをつけて引き継ぐべきである。

● 新町になれば、開発公社の関わる範囲は五城目町だけではなく、新しい公社を立ち上げ、民間からも一部出資をお願いして、民間のノ

◆ 財産及び債務の現況 ◆ 平成15年度末

区分	五城目町	八郎潟町	井川町
1. 公有財産			
・土地	7,928,643㎡	1,223,039㎡	1,210,765㎡
・建物	73,844㎡	44,008㎡	42,221㎡
・山林	7,068,941㎡	835,500㎡	378,096㎡
・出資	63,622千円	18,046千円	18,286千円
・庁用車	43台	30台	33台
・債権	4,483千円	39,740千円	64,352千円
・貸付金			
・租税債権			
・町税滞納額	73,975千円	49,813千円	14,094千円
・国税滞納額	72,767千円	43,464千円	19,665千円
・基金			
・財政調整基金残高	316,205千円	38,536千円	291,500千円
・減債基金残高	1,651千円	120,040千円	491,400千円
・土地開発基金残高	56,585千円	47,581千円	64,500千円
・その他目的基金残高	469,882千円	215,335千円	288,400千円
・特別会計の基金残高	125,384千円	100,000千円	89,500千円
2. 債務			
・地方債			
・普通会計残高	6,731,072千円	4,350,236千円	4,490,432千円
・特別会計残高	5,447,773千円	3,360,421千円	4,622,630千円
・債務負担行為額残高	384,206千円	350,746千円	30,738千円
・その他債務(リース等)残高	247,362千円	127,522千円	81,234千円

※租税債権は、H15現年課税分の未納額を含む。

ウハウも取り入れるなど健全な運営を図ることも必要である。

● 公社の所有する土地について、長期間賃借したり、あるいは地目変更を行わず放置していることが適正な業務のあり方なのか疑問である。

協議第39号 上・下水道事業について

【提案内容】

第11回合併協議会において、合併後3年を目処に水道料金の統一を図るとした調整内容について、3町の水道料金は大きな違いがあることや、水道の拡張事業や水質対策などの事業実施により、料金にどのような影響するのかなどの意見があったことから、今後10年間に予定される事業などを組み入れ各町ごとに収支計画を策定し、その試算結果などについて説明が行われました。

▼試算結果概要

五城目町は老朽管布設替工事として事業費約3億円、八郎潟町は水質対策としての水源構築工事と導水管布設工事で事業費約4億円、井川町は緩速ろ過池築造工事や配水池築造工事で事業費約1億9千万円の新たな事業を実施した場合であっても、今後10年間は、各町それぞれ現在の水道料金に据え置くことができる。

平成15年度の各町の決算をへ

1スにして3町の統一した水道料概算値を試算すると10㎡当たり1,922円となる。(現状：五城目町1,890円、八郎潟町2,310円、井川町1,730円)

【協議結果】

今後10年間に水質対策などの事業を実施しても料金を据え置くことが可能であるとするならば、提案されている「水道料金は、合併後3年を目処に統一を図る。」とした調整内容を見直して、浄水場などの大規模改修が行われるまでの例えば10年間、各町それぞれ料金を統一することなく不均一の料金体系とすることができないのかなどとする意見が出されました。そのため、幹事会などで統一時期のあり方についてさらに検討するため、継続して協議することとしました。

協議第44号 電算システム事業について

【提案内容】

電算システムの統一は、住民生活に関わる重要な業務(住民基本台帳、税金、福祉、保健等)であり、合併時に業務処理の統一がされていなければ、住民サービスに大きな支障をきたすこととなるため、合併時に稼働できるように、次のとおり提案されました。

電算システム事業については、住民サービスの低下を招かないよう電算システムの統合を図り、合併時に稼働できるように調整する。

【協議結果】

電算システムを構築する際には、費用対効果を十分勘案して欲しいという要望が出され、提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第45号 納税関係事業について

【提案内容】

納税貯蓄組合は、現行のとおり新町に引き継ぎ、納期前納付報奨金は、平成18年度から廃止するなどとして、次のとおり提案されました。

- ① 納税貯蓄組合等については、現行の組織のとおり新町に引き継ぐ。
- ② 納期前納付報奨金については、現行のとおり引き継ぎ、平成18年度から廃止する。
- ③ □座振替については、新町において実施する。
- ④ 申告受付会場については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

【協議結果】

納期前納付報奨金を廃止することについて、住民の協力を得て納税を推進するため廃止するべきではない

とする意見が出されましたが、八郎潟町では実施していないことや県内の合併協議での調整方針もほとんどが廃止する方向であるとの説明がされ、提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第46号 社会福祉協議会の取扱いについて

【提案内容】

3町の社会福祉協議会では、心配ごと相談、給食サービス、生活管理指導員派遣、家族介護者交流事業など町から委託された事業などを行っており、これらの事業委託について、実情を尊重しながら調整することとして、次のとおり提案されました。

社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の実情を尊重しながら調整に努める。

【協議結果】

3町の社会福祉協議会で町から委託を受けて行っている事業の内容や委託する予定事業について説明が行われ、提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第47号 障害者福祉事業、その他の福祉事業について

【提案内容】

身体障害者補装具交付及び修理に係る利用者の自己負担金の一部を助成している五城目町の制度は、合併

時に廃止し、また、五城目町と井川町で支給している身体障害者手当について平成18年度から廃止することとし、福祉医療費支給については、少子化対策の一環として乳幼児の所得制限対象者に対する助成を平成18年度から実施するなどとして、次のとおり提案されました。

- ① 心身障害者居室整備資金貸付については、新町において調整する。なお、合併前の貸付による償還については、現行のとおりとする。
- ② 障害者訪問入浴サービス事業については、八郎潟町の例により合併時に統合する。
- ③ 身体障害者補装具交付及び修理事業については、国の補助制度で実施する。五城目町の町単独交付制度は合併時廃止する。
- ④ 障害者支援費制度については、国の制度に基づき実施する。
- ⑤ 身体障害者手当については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から廃止する。
- ⑥ ねたきり老人等介護手当については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において実施主体、実施方法等について調整する。
- ⑦ 福祉医療費については、現行のとおり新町に引き継ぐ。な

お、乳幼児の所得制限対象者に対する福祉医療費の助成については、八郎潟町の例により調整し、平成18年度から全町を対象とする。

⑧ 戦没者追悼式については、統一して一カ所で実施する。実施方法については新町において調整する。

【協議結果】

提案とおりの調整内容とすることが確認されました。

協議第8号の2 新町の事務所の位置について

【提案内容】

新町の事務所（役場）の位置については、地方自治法の規定により、住民の利用に最も便利であるように交通事情、他の官公署との関係等を考慮して定めることとなっており、また、市町村にあつては、支所や出張所を設けることができることとなっていることから、新町の事務所を現在の五城目町役場とし、八郎潟町、井川町役場を支所として、次のとおり提案されました。

- ① 新町の事務所の位置は、現在の五城目町役場の位置（五城目町西磯ノ目1丁目1番地1）とする。
- ② 現在の八郎潟町、井川町の役場の位置に支所を置く。

【協議結果】

支所の名前について、例えば「八郎潟支所」としないで「八郎潟庁舎」と呼称するよう調整内容を見直すべきであるとする意見や、支所の業務内容などについてきちんとして方向付けを示しておかなければならないとする意見などが出され、支所で取り扱う業務内容、職員配置などについて事務組織及び機構の取扱いの協議と併せて支所のあり方などを検討する必要がありととして、継続して協議することとしました。

協議第48号 事務組織及び機構の取扱いについて

【提案内容】

住民の声が適正に反映でき、簡素で効率的なものとするなど新町事務組織及び機構についての5つの整備方針が提案されました。

この整備方針に基づき、新町における本庁と支所の行政組織図（案）及び職員の配置計画（案）が示されました。

新町の事務組織・機構については、次の方針により整備するものとする。

- ① 住民の声を適正に反映することができ組織及び機構
- ② 簡素で効率的な組織及び機構
- ③ 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織及び機構
- ④ 迅速な意思決定が可能な組織

及び機構

⑤ 新町まちづくり計画の円滑な遂行や行政課題に対応できる組織及び機構

【協議結果】

示された行政組織図や職員配置計画では、本庁、支所に対してどのくらいの職員が配置されるのか、また、今後、支所の職員数がどのように変化するか分からないことから、具体的な資料を求めるとした意見などが出されました。このことについては、正副会長会議で議論をしているが、また3町での統一した考え方にまで至っていないことなどが説明され、継続して協議することとしました。

協議第49号 行政区の取扱い、コミユニティ施策（施設）事業について

【提案内容】

現在のそれぞれの町内会の区域や名称は現行のとおり新町に引き継ぐことや、各町に設置されている「ミニユニティ施設」の管理運営は当面現行のとおりとして、新町で管理形態などについて調整するなどとして、次のように提案されました。

- ① 町内会については、次のとおりとする。
- (1) 町内会の区域及び名称については、現行のとおり新町

◆ 新町職員の配置計画(案) ◆

年 度	年度当初 職 員 数	うち普通会 計の職員数	年 度 末 退 職 者 数	年度当初 採 用 者 数	備 考
平成16年度	350人	301人	7人		
平成17年度	345人	296人	6人	2人	
平成18年度	339人	299人	11人	0人	類似団体職員数194人
平成19年度	328人	289人	19人	0人	
平成20年度	309人	270人	17人	0人	
平成21年度	292人	253人	16人	0人	
平成22年度	279人	240人	10人	3人	類似団体職員数188人
平成23年度	272人	233人	15人	3人	
平成24年度	261人	222人	10人	4人	
平成25年度	254人	215人	18人	3人	
平成26年度	240人	207人	14人	4人	
平成27年度	230人	197人	14人	4人	類似団体職員数173人
平成28年度	220人	188人	18人	4人	
平成29年度	208人	176人	11人	6人	
平成30年度	201人	169人	11人	4人	
平成31年度	193人	163人	12人	3人	
平成32年度	184人	154人	13人	3人	類似団体職員数158人

※新町の職員数は、普通会計における類似団体の職員数を目安に設定する。
 ※一般職の職員の採用は、平成21年度まで合併から5年間には行わないこと
 とし、平成22年度から前年度退職者の3分の1以内とする。
 ※平成17年度の採用者2人は、八郎潟町・井川町衛生処理施設組合一般職
 職員を新町に引き継ぐことによる。

に引き継ぎ、新町において
 必要に応じて調整する。
 (2)町内会長の身分・職務等に
 ついては、現行のとおり新
 町に引き継ぎ、新町におい
 て調整する。
 ②コミュニティ施設の維持管理
 については、当面現行のお
 りとし、新町において調整す
 る。

【協議結果】

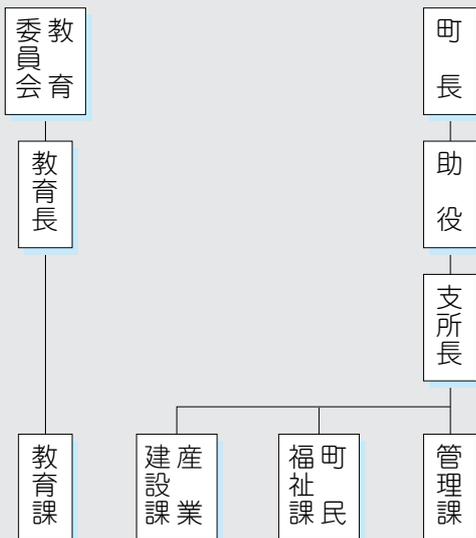
提案とおりの調整内容とするこ
 とが確認されました。

協議第11号の2 新町まちづくり計画 (素案) について

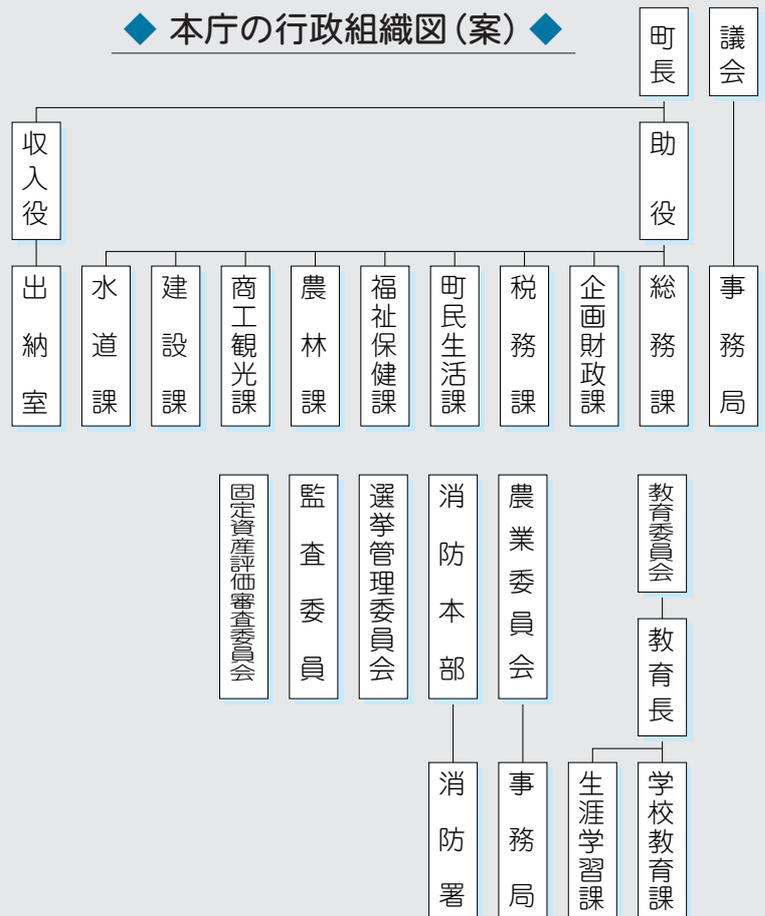
市町村の合併の特例に関する法律
 に規定する新町まちづくり計画(素
 案)について第13回合併協議会で提
 案され、第14回合併協議会から協議
 が行われました。

協議会委員による意見等について
 は、次の協議会だよりで紹介しま
 す。

◆ 支所の行政組織図(案) ◆



◆ 本庁の行政組織図(案) ◆



新町まちづくり計画（素案）について 概要を抜粋して紹介します

第1章 序論

（計画策定の方針）

平成15年10月に、任意合併協議会にて策定した「新町まちづくり構想」をより具体化し、3町の速やかな一体性の醸成と地域の均衡ある発展及び住民福祉の向上をめざし、合併後の新町まちづくりの基本方針や、それを実現するための主要施策、重点プロジェクト、財政計画などを明らかにし、本計画の期間を平成27年度までの11年間とします。

第2章 地域の概況

3町の地勢や沿革、人口、産業、社会基盤、公共施設等の状況や推移、財政状況などについて概況をまとめた内容となっています。

第3章 主要指標の見通し

新町の人口は、平成22年に約22,800人、平成27年に約21,000人になる見通しであるとしています。

第4章 新町まちづくりの基本方針

（基本理念）

3町のそれぞれの歴史や伝統、文化、個性を尊重し合い、共に相和し、住民主導の21世紀に躍進するふるさとを創造するために、まちづくりの基本理念を『人』『自然』『文化』の調和と自立ある発展』とします。

（将来像）

基本理念に基づき、新町が将来めざすまちの姿として将来像を『新たな活力を創造し人、自然、文化の香り豊かなまち』とします。

「人」「自然」「文化」の調和により、新たな活力を創造し、将来の新町が産業・経済・福祉・医療・教育・歴史・文化などの各分野において成長・発展し、「人」「自然」「文化」が香り豊かに満ちあふれた地域社会となることへの願いが込められています。

第5章 新町まちづくりの基本施策

将来像を実現するために5つの基本目標を設定してまちづくりを進め、さらに重点的に取り組むべき事業として4つの重点プロジェクトを設定します。

基本目標1 快適に暮らせる美しいまちづくり

新町では、環境への負荷の少ない資源循環型社会をめざし、恵まれた自然環境の保全と活用を図るとともに、土地の有効利用に努めます。また、上下水道や交通網の整備、定住化促進のための良好な住宅の供給、消防・救急・防災、交通安全など生活基盤の整備を進め、快適に暮らせる美しいまちづくりをめざします。

基本目標2 心豊かな人が育ち、育むまちづくり

新町では、幅広い視野にたつて、これからの社会を担う子どもたちの育成と青少年の健全育成に力を注ぐとともに、子どもから高齢者まで生涯を通じて学習し、豊かな交流ができるまちづくりを進めます。また、地域の歴史や文化を

存・継承し、地域の個性を活かした新たな文化の創造や、スポーツ振興の環境づくりを進め、心豊かに人が育ち、育むまちづくりを進めます。

基本目標3 活力と魅力あふれる産業が躍進するまちづくり

新町では、多様で高度な消費者の要求にこたえられるよう、農林水産業や商工観光業など産業間の連携を強め、新たな需要の創造を図るなど、活力ある地域産業を育成し、雇用の拡大に努めます。また、地域資源を活かしながら、観光資源のネットワーク化を進め、交流人口の増加を図り、住民がはつらつと働く、活気に満ちあふれたまちづくりを進めます。

基本目標4 健康でおいやりに満ちたまちづくり

新町では、子育て支援や住民の健康づくり・生きがいづくりに取り組むとともに、ライフサイクルにに応じて、質・量ともに充実した保健・医療・福祉・介護のサービスが受けられるまちづくりを進めます。また、ボランティア活動の活性化を図り、地域において子どもや高齢者、障害者などを思いやる環境を整

備し、住民一人ひとりが生きがいに満ち、健康でおもいやりに満ちたまちづくりを進めます。

基本目標5 共に歩む参加と自立のまちづくり

新町では、住民一人ひとりがまちづくりに積極的に参加し、住民と行政が対等な立場で共に考え、共に立案し、行動する協働の体制づくりを推進し、参加と自立のまちづくりを進めるため、住民活動の基本となる地域コミュニティの活性化とともに、多様な方法による広報広聴活動や幅広い地域間交流を図ります。

また、職員の適正配置・定数の適正化や効率的な財政運営を推進し、行財政基盤の強化を図り、電子自治体（行政情報化）を促進し、住民サービスの向上に努めます。

重点プロジェクト1 ふるさと創生プロジェクト

新町の豊かな自然や文化など、地域資源の保全に努め、有機的な活用を推進し、交流人口の増加に努めます。また、よりよい生活環境を整備し、地域内外に誇れる新しい魅力あるまちづくりを進めます。

重点プロジェクト2

高度情報化対応プロジェクト

急速に進む情報化社会の中で、将来に向けて住みよい親しまれるまちをつくるため、住民が情報通信技術を活用して行政情報をはじめ、様々な情報を収集・発信できる環境を整え、住民の声や知恵をできる限りまちづくりに活かせるよう、高度情報化に対応したまちづくりを進めます。

重点プロジェクト3

産業振興プロジェクト

消費者ニーズに対応した農産品、商品、サービスの提供など高付加価値化を促進するとともに、様々な産業の連携を強化しながら産業振興を図ります。また、商店街の活性化や企業の育成・誘致、新規開業・起業支援など、雇用対策に努め、人もまちも元気なまちづくりを進めます。

重点プロジェクト4

人材育成プロジェクト

新町では、スポーツ、芸術文化活動をはじめ社会活動や交流活動など、人と人とのふれあいや多彩な交流を大切にしながら

ら、人材育成を重点的に進め、個性が尊重され、心も体も健やかで楽しく暮らせる地域をめざします。

第6章 公共的施設の統合整備

◆既存施設の適正配置と拡充

同種の役割や機能を有する施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間のバランス、さらには財政事情等を勘案し、逐次、統合整備を図っていきます。

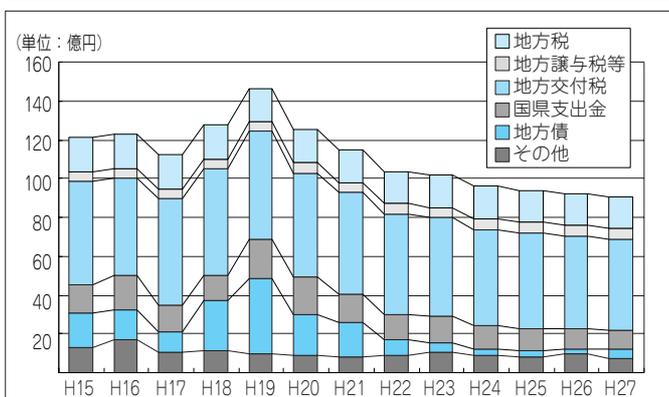
◆新規施設の効率的な整備

基本的に既存施設の有効利用を図っていきますが、既存施設では有効に機能しない場合に限り、効率性や効果について住民の意向を十分取り入れた上で整備していくものとします。

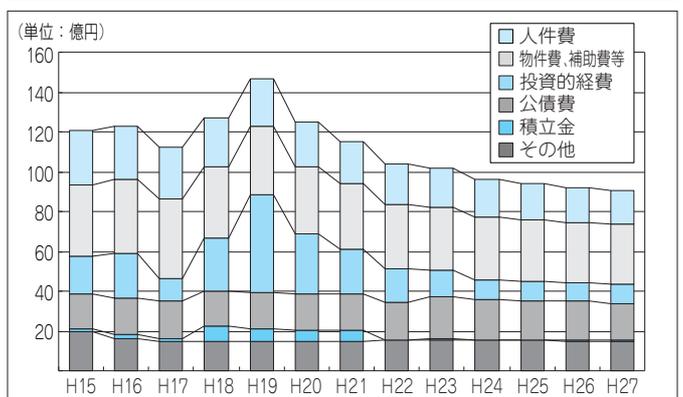
第7章 財政計画

財政計画は、歳入・歳出の各項目における過去の実績等により算定し、合併による歳出の削減効果、行政改革の推進、サービス水準の維持・向上、新町建設計画の実行に必要な経費、国県による財政支援等を反映させて、普通会計ベースで推計します。

● 歳入の推移



● 歳出の推移



※ H15、H16は3町の合算額

合併協定項目の協議状況

(平成16年10月27日現在)

提案、協議済:○ 継続協議:△ 確認:◎

区分	No.	協定項目	提案	協議	確認	区分	No.	協定項目	提案	協議	確認
基本的項目	1	合併の方式	○	○	◎	各種事業の取扱い	24	電算システム事業	○	○	◎
	2	合併の期日	○	○	◎		25	広報広聴関係事業	○	○	◎
	3	新町の名称	○	○	◎		26	交流事業(国際交流、姉妹都市交流事業)	○	○	◎
	4	新町の事務所の位置	○	△			27	納税関係事業	○	○	◎
	5	財産及び債務の取扱い	○	△			28	消防防災関係事業	○	○	◎
合併特例法による項目	6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	○	○	◎		29	交通関係事業	○	○	◎
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	○	○	◎		30	窓口業務	○	○	◎
	8	地方税の取扱い (協議細目) 地方税(都市計画税を除く)の取扱い	○	○	◎		31	保健衛生事業	○	○	◎
	9	一般職の職員の身分の取扱い	○	△			32	環境対策関係事業			
すり合わせが必要な項目	10	地域審議会					33	ごみ収集運搬業務事業			
	11	特別職の職員の身分の取扱い	○	○	◎		34	保育事業	○	○	◎
	12	条例、規則等の取扱い	○	○	◎		35	社会福祉協議会の取扱い	○	○	◎
	13	事務組織及び機構の取扱い	○	△			36	児童福祉事業	○	○	◎
	14	一部事務組合等の取扱い	○	○	◎		37	障害者福祉事業	○	○	◎
	15	使用料、手数料等の取扱い	○	○	◎		38	高齢者福祉事業	○	○	◎
	16	公共的団体等の取扱い	○	○	◎		39	その他の福祉事業	○	○	◎
	17	補助金、交付金等の取扱い	○	○	◎		40	健康づくり事業	○	○	◎
	18	字名の区域及び名称の取扱い	○	○	◎		41	農林水産業関係事業	○	○	◎
	19	慣行の取扱い	○	○	◎		42	商工観光関係事業	○	○	◎
	20	国民健康保険事業の取扱い	○	○	◎		43	勤労者・消費者関連事業			
	21	介護保険事業の取扱い	○	○	◎		44	建設関係事業	○	○	◎
	22	消防団の取扱い	○	○	◎		45	上・下水道事業	○	△	
23	行政区等の取扱い	○	○	◎	46		学校教育事業	○	○	◎	
					47		社会教育(生涯学習)事業	○	○	◎	
					48		町立学校の通学区域の取扱い	○	○	◎	
					49		文化振興事業	○	○	◎	
					50		コミュニティ施策(施設)事業	○	○	◎	
					51		その他の事業				
					新町建設計画		52	新町まちづくり計画	○	△	
							(協議細目) 策定方針の確認	○	○	◎	

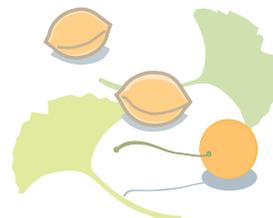
第15回 合併協議会開催のお知らせ

日時 平成16年11月11日(木)午後1時

場所 八郎潟町農村環境改善センター

案件等

- 財産及び債務の取扱いについて
- 上・下水道事業について
- 新町の事務所の位置について
- 事務組織及び機構の取扱いについて
- 新町まちづくり計画(素案)について など



協議会はどなたでも傍聴できます

編集・発行 五城目町・八郎潟町・井川町合併協議会 事務局

〒018-1792 秋田県南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1 五城目町役場2階事務室

電話 018-879-8077 FAX 018-852-5603

E-mail info@ghi-gappei.jp ホームページアドレス http://www.ghi-gappei.jp